

広島県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

令和三年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団純鼎会上医院	尾道市土堂二丁目二番一六号	令和二年五月一日
メイプルクリニック耳鼻咽喉科	尾道市西則末町七番三二号	令和三年一月二二日
中浜薬局	尾道市土堂二丁目四番二八号	令和二年五月三一日
芸北診療所	山県郡北広島町米沢四三六番地一三	令和三年二月一日
医療法人社団おばたクリニック	三原市中之町一丁目二〇番一六号	令和三年四月一日
医療法人社団三戸クリニック みと小児科医院	東広島市西条中央五丁目四番二〇号	令和三年四月一日